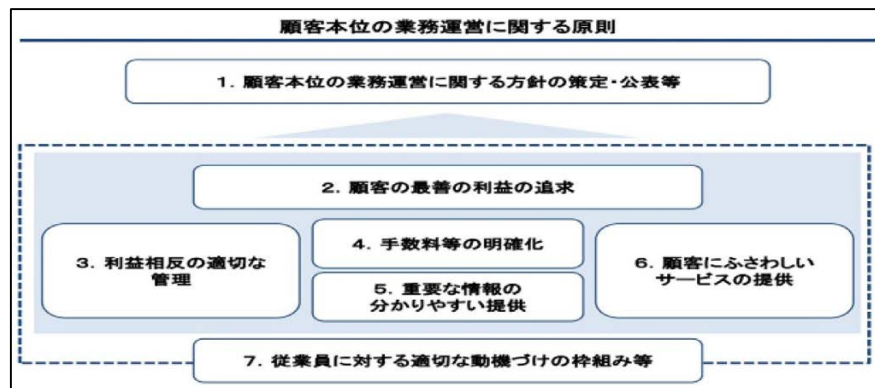


## 5-1. 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等

### 【現状と課題】

- 農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法の各法律に基づく協同組合等において共済事業が実施されているが、推進目標の達成を動機とする不祥事件が発生している。
- 各協同組合は、それぞれの法律を所掌する省庁等が監督指針等により指導・監督を行っているが、取り扱う共済商品の販売対象の範囲や営業推進態勢の強度など、監督を行う行政庁がリスクを的確に把握するため、総点検を行う必要がある。
- また、民間保険会社においては、顧客本位の業務運営の取組が推進されており、保険と同様の共済事業を実施する各協同組合においても、現行の取組状況等を踏まえ、積極的に取り組むことを促していくべきである。



【出典】金融庁HP「顧客本位の業務運営に関する情報」

### 【今後の改革の方向性】

- 農林水産省は、全国共済農業協同組合連合会や各農業協同組合が実施している総点検運動や、定期的な検査等を活用して、適切なモニタリングを実施し、必要な指導・監督を行うとともに、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図る。また、顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促すための方策を検討し、必要な措置を講ずる。**【令和5年度措置】**
- 厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、協同組合（農業協同組合を除く。）が実施する共済事業について、定期的な検査等を活用してリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促す。また、点検結果を踏まえ、必要に応じて、行政庁としての監督の実効性を向上させる取組を検討し、必要な措置を講ずる。**【令和5年度措置】**

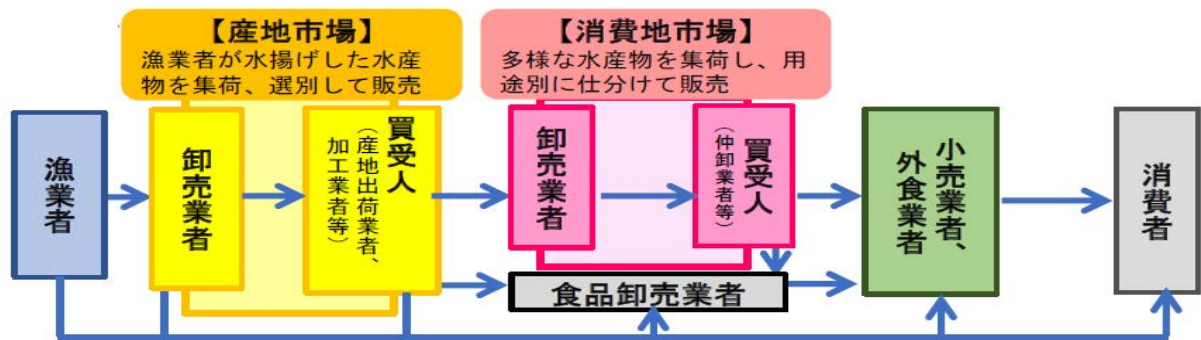
# 5-2. 卸売市場の活性化に向けた取組

## 【現状と課題】

- 卸売市場は、食品流通の中で集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能を果たしており、食品等の流通の核として生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待されている。また、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、新たな需要の開拓や付加価値の向上に取り組むことが重要である。
- そのためには、気候変動、人口高齢化、食やライフスタイルの多様化、DXなどの技術革新といった、外部環境の変化に適切に対応していくことが必要であり、円滑な世代交代や、多様な能力を持つプレイヤーの新規参入等を促進させることが重要である。

## 【今後の改革の方向性】

- 卸売市場が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境づくりなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討・措置する。 【令和5年度措置】
- 新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、開設者等に通知し、卸売市場の運営に係る実務的ルールの実態調査を行い、結果を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、調査結果を踏まえ、実務的ルール等の見直しの検討・取組を開設者に促す等の措置を講ずる。 【通知は措置済み、実態調査は令和5年上期措置、公表や措置は令和5年度措置】
- 食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、調査結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。 【実態調査は令和5年措置、措置は令和5年度措置】
- 産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するにあたって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入ルールであることを要件に加えるとともに、ルール公表を促進する措置を講ずる。 【措置済み】



【出典】第1回地域産業活性化WG(令和4年12月2日開催) 資料2(水産物に関する産地市場、消費地市場の目指すべき姿)より抜粋

## 5-3. 農協改革の着実な推進

### 【現状と課題】

- 農協の自己改革については、各農協において、自己改革に関する方針の策定等、具体的な行動が実施され、着実に取り組まれていることは評価できる。
- 一方で、農業所得の増大等に向けて、これからの農業生産の主力となる担い手経営体の声をより積極的に取り入れる等の改革の取組の深化・発展が引き続き必要。

### 【今後の改革の方向性】

- 自己改革実践サイクルにおいて、農協及びJAバンクが自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえて、好事例の横展開も含めて、農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う。

[令和5年度以降継続的に措置]

## 5-4. 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施

### 【現状と課題】

- 農協において、共済事業におけるノルマの強要や自爆契約、また、不要な物品購入や自社サービスの利用に関する誓約書を求める等の、不適切な事案の報道があり、適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築と実施が優先的に対処すべき組織課題となっている。

### 【今後の改革の方向性】

- 農協におけるコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るための方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- ノルマ達成のための商品購入や雇用契約を背景としたサービス利用等の強制は公序良俗違反や不法行為となる可能性があることの周知や、労働関連法規やハラスメント防止等に係る研修等を行う。

[令和5年度措置]

# 5-5. 適切な水産資源管理の推進

## 【現状と課題】

- 令和5年度までに漁獲量の8割をTAC管理することが、資源管理の目標。目標と具体的な行程を示すため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」が策定され、スケジュールを公表。スケジュールと検討部会等の開催状況を比較し遅れがみられる。
- 漁業法違反である太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案が発生。太平洋クロマグロが水揚げされる主要な港等の現場確認から判明した問題点を踏まえ、漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理強化を検討していく必要がある。
- SDGsの観点から、小売大手企業等は、IUU(違法・無報告・無規制)漁業由来の水産物の排除や持続可能な調達の担保のため、持続可能な調達原則や方針等を策定する等の取組を実施。しかし、民間企業の自助努力だけでは限界があることが確認された。

● 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒管理の実施という流れが基本。

- ①「公表」…資源評価結果が公表されるタイミングを示す。
- ②「検討部会」…資源管理手法検討部会の開催のタイミングを示し、ここでは論点や意見の整理を実施。
- ③「SH会合」…資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催のタイミングを示し、ここでは従来のTAC魚種と同様に、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
- ④「水政審」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミングを示し、ここでは新規TAC魚種を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。



【出典】第7回地域産業活性化WG(令和5年5月18日開催) 資料1(TAC魚種拡大に向けた検討プロセス)より抜粋

## 【今後の改革の方向性】

- 令和5年度までに漁獲量の8割をTAC魚種とする目標を達成するための取組を行う。 [令和5年度措置]
- 太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案等を踏まえた水産資源の管理の在り方について、太平洋クロマグロが陸揚げされる主要な港等の現場確認から判明した現状の主な問題点等を踏まえて、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理の強化を検討し、必要な措置を行う。 [令和5年度検討、遅くとも令和7年度までに措置]
- IUU漁業対策に関する国際的な取組等を踏まえて、消費者、流通業者、漁業者等の関係者において、資源管理の必要性に関する理解を深めるなど、適切な資源管理を進めていくための環境づくりとともに、消費者が安心して購入できる水産物を届けるために民間企業が行う持続可能な調達におけるIUU漁業由来の水産物を取り扱わない方針を円滑に実現するための推進方策について、検討し、必要な措置を講ずる。 [令和5年度検討、可能なものから速やかに措置]



# 5-6. 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）

## 【現状と課題】

- 漁業者の人口が減少する中、漁業権が設定されているが有効に活用されていない漁場や漁業権が設定されていない漁場もみられ、水産業を活性化させるためには、未利用漁場の有効活用を図り、漁業・養殖業における新規参入や漁場の規模拡大を促進するなど、海面の有効活用を一層図ることが重要である。
- その趣旨が「海面利用制度等に関するガイドライン」で明らかにされ、漁場を適正かつ有効に活用しているかの判断を行う際、確認すべき項目を示したチェックシートが作成され運用が開始されているが、未利用漁場が有効活用されていない懸念がある。

## 【今後の改革の方向性】

- ガイドラインのチェックシートにおける有効の判断基準について、定量的なデータも含む客観的な証票類や現地調査の結果等に基づき判断し、客観的根拠がない場合は、有効の判断基準を満たさないものとみなすよう指導等を行う。 **【令和5年上期措置】**
- 組合員資格要件について、漁民の場合、交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔軟な運用となるよう、都道府県に通知を行う。法人の場合、地区内に住所ではなく事業場を有するのみでも組合員資格要件を満たすことについて、都道府県に対し漁協を指導する旨助言する。また、漁業権行使規則について、交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ実態に即して柔軟な運用となるよう、都道府県に通知を行う。 **【令和5年上期措置】**
- 漁協の組合員加入について、世襲以外の新規加入を認めないこととなっていないか等、適切な組合員資格審査の制度運用がなされるよう、都道府県に対して指導する。 **【令和5年度措置】**

• 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

• 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

### 【適切な判断基準の具体例】

- ① 漁業関係法令を遵守している
- ② 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③ 漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④ 資源管理を適切に実施している
- ⑤ 漁場改善計画に基づく取組が行われている

### 【有効の判断基準の具体例】

- ① 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ② 養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる